

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第4号

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年亀山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 [略] 2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の67.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 [3及び4 略]	(期末手当) 第4条 [略] 2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の72.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 [3及び4 略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。